公

告

目

次

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

○福島県生活環境の保全等に関する 則の一部を改正する規則 条例施行規則の一部を改正する規 規 則

○公印を改刻しその使用を開始する

福島県警察本部

찃

告

示

四

○平成二十二年度福島県警察職員採

찃

○大規模小売店舗立地法第八条第七

項の規定により変更の届出があっ

○大規模小売店舗立地法による新設

の届出があった件二件

件

用候補者選考予備試験を実施する

뜨

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設の名称及 び所在地を変更する旨届出があっ

깯

ΙĒ

프

○県職員に係る管理職員等の範囲を

定める規則の一部を改正する規則

깯

<u>፲</u>፱

○保安林の指定をする予定である旨

通知があった件二件

○地籍調査の成果について認証した

届出があった件

四三

福島県人事委員会

<u></u> ○

件三件

○患畜又は疑似患畜の発見について

する件

○県外の区域から家畜の移入を禁止

○平成二十二年六月十 日付け定例

第二千百八十八号中

рц

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件三件

叮

рц

福島県規則第四十四号

る規則をここに公布する。

規

削

平成二十二年六月二十五日

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正す

○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件二件

깯

Ŧi.

附則第二項中

「平成二十二年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

島県規則第三十五号)の

一部を次のように改正する

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一

部を改正する規則

(平成十五年福

部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の

福島県知事

佐

藤

雄

平.

○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件

○土地改良事業の工事の完了につい ヷ

콧

この規則は、

平成二十二年七月一日から施行する。

(水・大気環境課)

て届出があった件

○一般競争入札を行う件三件 ヷヷ

丟 丟

福島県告示第四百三十九号

公印を次のように改刻し、平成二十二年六月二十五日その使用を開始する。 平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

職印

9.4	番
24	号
福島	公
島県現金取	印
取	0)
·扱 員 印	名
Eh	称
學領學	印
22.6.25	影
取 書 終 務 務 弱 資 課	公印
欧の福祉	管
僧島 県現 宝	理
現宝文	者

(文書法務課)

福島県告示第四百四十号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、 大規 福

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商 規定する添付書類を平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労 工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事

佐 藤 雄 平

4

ヨークベニマル保原店 福島県伊達市保原町字油谷地一番一ほか 大規模小売店舗の名称及び所在地

称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

大規模小売店舗を設置する者

代表者の氏名 代表取締役 大髙 善興 名称 株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

名称 株式会社ヨークベニマル 大規模小売店舗において小売業を行う者

2

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号 代表者の氏名 代表取締役 大髙 善興

三 四 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十三年二月十二日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

Ŧi. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 千七百三十平方メートル

1 駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数 収容台数 百七台

位置 別紙図面のとおり

収容台数 五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

位置 別紙図面のとおり

面積 百三十八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

別紙図面のとおり

十三立方メートル

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 閉店時刻 午後九時五十分 午前九時

> 2 午前八時四十五分から午後十時まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 二か所

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十二年六月十一日 「別紙図面」は、省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十一号

商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・ 規定する添付書類を平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

福島県知事 佐 藤 雄 平

大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十二年六月二十五日

称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 (仮称)ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十

大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル 代表者の氏名 代表取締役 大高

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

名称 株式会社ヨークベニマル 大規模小売店舗において小売業を行う者

2

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表者の氏名 代表取締役 大髙 善興

大規模小売店舗の新設をする日

 \equiv

平成二十三年二月五日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

兀

一千二十平方メートル

Ŧi. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事

駐車場の位置及び収容台数 別紙図面のとおり

閉店時刻

午後十一時

3

福

t

- 3 駐輪場の位置及び収容台数 収容台数 六十台 位置 別紙図面のとおり 収容台数 百六十七台
- 荷さばき施設の位置及び面積 九十六平方メートル 別紙図面のとおり
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 十二立方メートル 別紙図面のとおり

第2192号

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場一

駐車場一 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時四十五分から午後十時まで

位置 別紙図面のとおり 四か所(駐車場一 三か所 駐車場二 一か所)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

届出年月日 平成二十二年六月四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

興課に備え置いて縦覧に供する。 とおり変更する旨の届出があった。なお、当該届出及びその添付書類を平成二十二年六 月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、

平成二十二年六月二十五日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐 藤 雄 平

若葉ファッションモール 福島県郡山市若葉町四十五番一ほか

変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 二十四時間

(変更後) 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十二年六月十六日

兀 届出をした者

株式会社しまむら

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十三号

類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。 島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種 口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則 (昭和四十三年福

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

移入を禁止する家畜等の種類 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染

病の病原体を広げるおそれがある物品

移入を禁止する県外の区域

鹿児島県内の次に掲げる区域

堤、中谷及び溝ノ口の区域に限る。) かつ、曽於市道十文字・宇都線以北の地域に限る。)、大石、踊橋、片平、 曽於市財部町のうち下財部(宇都(県道財部庄内安久線以西の地域であって、

宮崎県内の次に掲げる区域

原畑、大川内、丸岡、中尾、松ヶ迫、前田、畑田、沖代、ハゼ草、椎木ヶ迫、滝原、弓袋、岩川、下ノ木場、下ノ重、高手原、尾谷、大久保、今別府、大八、石田、六反、小椎屋、東俣、池ノ尾、葛ヶ原、八久保、山ノ内、堀切、八升蒔、中 瓜生野、船ヶ山前平、石久保、桂谷及び鐙)、田野町乙の一部(堀ノ下、斧砥、 下、二ッ山、東大久保、馬渡、下ノ原、船ヶ山、元木、合子ヶ谷、平田、 中畑、南河内、松ヶ迫及び元屋敷)、田野町甲の一部(二ッ毛、西ノ原、石久保 の一部(河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、 ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫、花立松を除く。)、 び鹿村野)、高岡町飯田の一部(盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、立元、西 尾谷浜子及び尾頭)、高岡町浦之名の一部(川水流、 ヶ平、井出島、年ノ神、芝手、石代、雁ヶ峰、大手迫、中村、大迫、柳、顕本瀬、 高岡町内山の一部(堂ノ下、小田河原、平田、谷ノ内、新田、岡元、中椎屋、寺 上ノ原、地蔵原、永野、突屋ヶ野、古木場、竹ヶ迫、前ノ原、渡ヶ谷、上ノ鶴及 宮崎市のうち佐土原町東上那珂の一部(弓ヶ谷及び後迫)、佐土原町西上那珂 山下、味噌桶、橋ノ上、 中畑、

丁目、村角町、桜町、大淀一丁目、大淀二丁目、大淀三丁目、大淀四丁目、東大島一丁目、波島二丁目、東大宮一丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目、東大宮四神宮二丁目、神宮町、神宮東一丁目、神宮東二丁目、大島町、波 内之八重を除く。)、高岡町五町の一部(猿前田、猿前、井ノ上、大丸、中村馬 町、曽師町、宮脇町、浄土江町、昭和町、永楽町、潮見町、 薫る坂二丁目、大塚町、江南一丁目、江南二丁目、江南三丁目、江南四丁目、山 谷川二丁目、谷川三丁目、谷川町三丁目、天満一丁目、天満二丁目、天満三丁目、 村西三丁目、南町三丁目、淀川一丁目、淀川二丁目、淀川三丁目、谷川一丁目、 中村東一丁目、中村東二丁目、中村東三丁目、中村西一丁目、中村西二丁目、中 花ケ島町、南花ケ島町、神宮西一丁目、神宮西二丁目、矢の先町、神宮一丁目、町、池内町、南方町、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、下北方町、町、池内町、南方町、平和が丘北町、下北方町、 丸島町、江平西一丁目、江平西二丁目、権現町、北権現町、柳丸町、青葉町、下 老松二丁目、瀬頭一丁目、瀬頭二丁目、錦本町、錦町、江平東一丁目、江平東二 旭一丁目、旭二丁目、宮田町、別府町、広島一丁目、広島二丁目、老松一丁目、橘通西三丁目、橘通西四丁目、橘通西五丁目、松山一丁目、松山二丁目、川原町、 目、橘通東三丁目、橘通東四丁目、橘通東五丁目、橘通西一丁目、橘通西二丁目、 四丁目、清武町加納五丁目、清武町あさひ一丁目、清武町あさひ二丁目、清武町 田台北、清武町加納一丁目、清武町加納二丁目、清武町加納三丁目、清武町加納 高岡町下倉永、高岡町高浜、高岡町花見、清武町加納、清武町池田台、清武町池 場、南川原、北川原、顕本瀬、原ノ園、浜子、亀ノ甲、尾頭、平畑及び小原)、 狩野及び浜鈴)、高岡町小山田、高岡町上倉永の一部(唐谷、芳原、糀ヶ谷及び 東三丁目、大坪西一丁目、大坪西二丁目、大坪町、花山手東一丁目、花山手東二 天満町、京塚一丁目、京塚二丁目、京塚町、大坪東一丁目、大坪東二丁目、大坪 淀一丁目、東大淀二丁目、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、 丁目、元宮町、高松町、西高松町、南高松町、北高松町、千草町、中央通、上野 丁目、江平町一丁目、江平中町、江平東町、高千穂通一丁目、高千穂通二丁目、 丁目、清武町新町二丁目、清武町今泉、清武町木原、橘通東一丁目、橘通東二丁 丁目、花山手東三丁目、花山手西一丁目、花山手西二丁目、福島町、福島町一丁 福島町二丁目、福島町三丁目、古城町、北川内町、源藤町、薫る坂一丁目、 清武町正手一丁目、清武町正手二丁目、清武町正手三丁目、清武町新町一

> び下白浜) ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、坊ノ尾、山ノ口、大丸、平田、上白浜及 富吉、大字有田、大字柏原、大字跡江、大字小松、大字上北方、大字瓜生野、大宗源寺を除く。)、大字塩路、大字浮田、大字生目、大字長嶺、大字細江、大字 動坊、下之薗、新川、古川、拂崎、北山及び前田を除く。)、大字広原の一部 迫、小河内、納屋田、入料、樋ノ下、須田木、小堤、柴車、上部當ヶ谷、下部当 平、愛宕下、正連坊、大久保、右大管ヶ迫、左大管ヶ迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ 添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、塩谷ヶ 字大瀬町、大字糸原、大字金崎、大字吉野、大字堤内及び大字折生迫の一部 内ノ丸、枦山、野中、城川、檍、苅溝、成尾、岩瀬、久保田、堀内、松ヶ崎、不 西二丁目、大字郡司分、大字芳士、大字新名爪、大字島之内の一部(日下、森田、 丁目、青島三丁目、青島四丁目、青島五丁目、青島六丁目、青島西一丁目、青島 花台南三丁目、学園木花台桜一丁目、学園木花台桜二丁目、青島一丁目、青島二 園木花台西一丁目、学園木花台西二丁目、学園木花台北一丁目、学園木花台北二 丁目、まなび野二丁目、まなび野三丁目、大字熊野、大字加江田、大字鏡洲、学丁目、希望ケ丘三丁目、希望ケ丘四丁目、東宮一丁目、東宮二丁目、まなび野一 城ケ崎一丁目、城ケ崎二丁目、城ケ崎三丁目、城ケ崎四丁目、宮の元町、大字田 ケ丘町、大字恒久、恒久一丁目、恒久二丁目、恒久三丁目、恒久四丁目、恒久五 東三丁目、小松台西一丁目、小松台西二丁目、小松台西三丁目、小松台南町、桜 目台東五丁目、生目台西一丁目、生目台西二丁目、生目台西三丁目、生目台西四 二丁目、港三丁目、港東一丁目、港東二丁目、港東三丁目、宮崎駅東一丁目、 丁目、学園木花台北三丁目、学園木花台南一丁目、学園木花台南二丁目、学園木 本郷南方、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、希望ケ丘一丁目、希望ケ丘二 丁目、月見ケ丘五丁目、月見ケ丘六丁目、月見ケ丘七丁目、大字本郷北方、大字 吉、大字赤江、月見ケ丘一丁目、月見ケ丘二丁目、月見ケ丘三丁目、月見ケ丘四 丁目、恒久六丁目、恒久南一丁目、恒久南二丁目、恒久南三丁目、恒久南四丁目、 丁目、生目台西五丁目、小松台北町、小松台東一丁目、小松台東二丁目、小松台 丁目、生目台東一丁目、生目台東二丁目、生目台東三丁目、生目台東四丁目、生 塚台東一丁目、大塚台東二丁目、大塚台西一丁目、大塚台西二丁目、大塚台西三 前原町、中西町、高洲町、一の宮町、日ノ出町、田代町、小戸町、港 (野田、堀田、前原、稲荷出、志戸前、弐俣迫、三枝、塚森、上大迫、北薗及び

旭ヶ丘六丁目、塩浜町二丁目、塩浜町三丁目、塩浜町四丁目、小野町の一部(早目、地ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目、北一ヶ岡四丁目、北一ヶ岡二丁目、北一ヶ岡四丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、南一ヶ岡七丁目、新四三丁目、南一ヶ岡四丁目、南一ヶ岡五丁目、南一ヶ岡二丁目、南一ヶ岡七丁目、東一ヶ岡田三丁目、南一ヶ岡二丁目、南一ヶ岡七丁目、東一ヶ田、土々呂町三丁目、中野町、石田町、南一ヶ岡一丁目、土々呂町二丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町三丁目、土々呂町

福

口、小切畑、上ノ鶴、伊原、小田)、北方町笠下区及び北方町川水流区の一部谷城)、中三輪町の一部(中島、大野、下樫谷)、上三輪町の一部(樫谷、山ノ冷尻、阿部ケ内、屋敷ケ内、金糞)、下三輪町の一部(中畑、伊山、松ノ元、青 口、小切畑、上ノ鶴、伊原、小田)、 矢櫃、大谷、 寺畑、寺畑谷、石田、

日南市北郷町大字北川内の一部

第2192号

京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、 郡の一部(瀬戸田、小堤、浦松廻、宮田廻、広見廻、飯廻、城内、小原、中之原、 西ウタ、東ウタ、登リ立、南原、引地、本村、平尾、谷口、岡、田中、マツバセ、 切、ソラ、仁田ノ元 、ナガツベ、大斉、神鈴、石田、惣ヅケ、下モノ原、ミゾツガ、上松葉山、日ノ平、クスモレ、ダイソウ、ハトノ山、トギウ、獅子場、堀 市方、峠、元市、馬溝、ヨシヤノ木、西ノ河、コウ地、中ノ別府、下ノ原、クボ 福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、 城ヶ崎、向原、後廻、通山、大廻及び釘坪廻)、大字山田、大字荒武の一部(論 神下、下川原免、上川原免、上城下、大山、吹山、後田、深野及び桜町)大字平 久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、上九流水、九流水原、山之烝、吉田前、山 中川原大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、 口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、雁 谷)、東郷町山陰己、東郷町山陰辛、東郷町山陰庚及び東郷町八重原迫野内 東郷町山陰丁の一部(久居原、萩ノ小原、野々崎、壱ノ股、轟、西ノ内及び黒山 小田、三拾歩、上下田、池開、小松崎、宮ノ上及び宮ノ上浜)、東郷町山陰乙の ウケノ上、浜場、後口田、ウケ前田、ウケ、沖ノ口、ヨシガ谷、上長ソ、鴛ケ尾、 谷川、馬ノコ子、長藪、ヒキケ谷、上登セ、下登セ、ナル石、小原、モト屋敷、 ン谷、下赤木、上赤木、西金山、東金山、上飯谷川、ショウケ田、飯谷川、下飯 ノ段、樅木、桐ノ木、アマリノ、ココノ田、土々呂ノ元、ヨリアゲ、熊ケ倉、エ上高鳥、タラミ田、片山平、スノセ、南谷、仏ノ堂、籾木前田、西谷、湯田、中 カジャガ平、境川、東鳥越、西鳥越、下高鳥、二反田、樋ノ口、ナガソ、中高鳥、 田、松添、ミコノ子、金ヶ浜、北イソノ、下向エ、カバル、坂本、石ノ田、砂田、 大字細島の一部(平場を除く。)、大字平岩の一部(上船戸、中船戸、下船戸、 日知屋の一部(半蔵ケ下、山ノ口、前サガリ、中屋敷、大迫及びナゴラを除く。)、 下町、汐谷崎、大字富高、大字塩見の一部(高畑を除く。)、大字財光寺、大字 ノ下、中島、カナジ藪 、神楽ノ口、岡ノ奥、クイスノ、梅ノ木藪、タキシタ、 西都市のうち大字三納の一部(青木、長谷田、山本、一位廻、柳之丸、内之丸、 日向市のうち南町、中町、本町、上町、都町、北町、春原町、原町、 向井町中川原、九流水下川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見 (桂原、出口、間溝、広瀬田、中ノ原、岩金及び上ノ水流)、東郷町山陰丙、 新生町、永江町、江良町、伊勢ケ浜、古田、大王町、尾達山、 財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真

> 外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一)及び大字寒川の一部 山下、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、曽宮、小山下、中水流、中鶴、今嶋、古城下、観音寺川原、柳ヶ丸、小板ヶ廻、大板ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、 野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、 古川、長割、彼岸田、堤内、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石 丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、蓑添、八反ヶ丸、別府代中嶋、岡ノ下及び 嶋畑、石坂、小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町、菖蒲迫、苔迫、原田越、菅ノ 田、湯言寺、岩崎、前田、新開、川久保、立山、下新田、北新田、上新田、高山、 大字上三財、大字下三財の一部(亀塚原南、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟 山下)、大字藤田の一部(岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平畠及び外薗)、 上溝添、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、八舛蒔、谷口、 ヶ迫、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、 丸、七曲、土器田、山之口、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前 及び椿堀)、大字加勢の一部(鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、平下、内ノ 清田、八幡田、園田、馬場田、西前亀甲及び延命寺原)、大字岩爪の一部 (楠八重、立花及び蛇籠)

丸、大字本庄、大字嵐田、大字田尻、大字伊左生、大字八代北俣、大字八代南俣、、東諸県郡国富町のうち大字岩知野、大字塚原、大字木脇、大字三名、大字宮王 寺ノ上、久保畠、福山、京出、平城、室屋、福山ノ下、大王ノ下、平城ノ下、大 及び大字向高の一部(辻、上原、茶木、大坪、政所、中水流及び川久保を除く。) 迫、佛餇免及び蔵源寺を除く。)、大字竹田の一部(西ノ前及び政所を除く。) 大字深年、大字須志田、大字森永の一部(五反田、須田ノ木、松ノ本、向ヶ原、 東諸県郡綾町字入野字久木野々

東ノ内、前平、上庭谷、下庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ケ谷、曽菅谷、椎ノ木谷、太田原、丼、樫ノ元、ヲモボリ、川水流越、越野尾、下ケ原、 松瀬、イカダ場、先ノ畑、日平、栗原、樽水、屋茂ケ、梅ノ木元、長堀、畑ノ中、 来所、新堂、神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、荷野瀬、塚崎、 原、下り谷、下大池、中ノ内、鳶ノ巣、松ケ平、水無、飯干、内野輪、古畑、出 甲ノ口、松ケ原、赤木、芹ノ谷、字登木股、江子、板箇野、壱本松、小谷、阿仙 柳ノ瀬、上柳ノ瀬、コモ田、町前田、古城、上宮川内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒 畑、猿川、上小切畑、下小切畑、笹川、熊毛多、葛波帰、栗ノ木水流、峠ノ谷、 尻無川、宮ノ口、宮ノ迫、杭原、下ケ原、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地蔵 田、八ツ割、峠ノ本、木原、七曲り、椿畑、椿原、下納屋、尾末、乙島、上納屋、 岩谷、太田、松迫、横枕、梅木、七反田、西又、四国田、カギ田、坂ノ下、仕舞 柿ノ木田及び梅ヶ谷)、大字門川尾末の一部(分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、 アマリ、薮ケ谷、花ケ谷、ヲシカ谷、合鴨、竹ノ迫、本津々良、貝ノ木、谷波帰、 東臼杵郡門川町のうち大字川内の一部(長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、 ^田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、 丸尾、九ノ方、下ノ内、茶園平、クサギ

岡花、 平城西、平城東、本町、南町、上町、中須及び南ヶ丘 向) 、大字庵川の一部 及び中島)、宮ケ原、西栄町、東栄町、栄ケ丘、加草、須賀崎、 井、西迫、右松、塩屋崎、牛網、山田、武入、六反田、内ノ田、正大原、次郎ケ山ノ田、上馬渡、下馬渡、佐山水流、和田、迫松原、皿山田、久保畑、城畑、桜 大小谷、菅谷、大味、鍋崎、水ノ尻、保井、米ノ山、小屋ケ迫、谷ノ山、 、大字庵川の一部(尾迫尻、神田作、上白方、中白方、下白方、山口、角石、小内、中藪、本山、新開、受、竹名、朝鮮、長峰、京手、霜月田及び鳴子川枝、倉谷、柳ケ谷、塩谷ケ内、一口、楠本、八反田、中村、山下、小田、馬ベ、沖松原、細狩、鴨原、松尾、海田、迫ノ前、丸山、鳴子大道下、鳴子大道 仮股、谷口、濱入、折木、野地ノ内、烏帽子滝、芳谷、摺木、曽根、 秋ノ内、 樫椎及び蛭谷)、大字加草の一部 加草口、大迫尻、 深迫、打切、丸バエ、蛭 堂ヶ内、 庵川西、 田 金磯、

横谷、よこ以場、 園、笹隂、木澤田、井川の元、うけ場の元、市の内、川戸口、は以川、論田畑、 シリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、圍 び久保)、西郷区田代の一部(横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、 イラ、 部(日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、 米花、今別府、 下、下り、志ふが尾、落の尾、萩の越、セリ平、坪谷の吐、こや志、熊澤、上の の平、小笹木、は袮田、黒澤、坂の下、小笹木の平、大圓、 石、西郷区小原の一部(橋ヶ谷、か以の木、赤木、道の戸、藤の木、 池ノ上、ビハノ首、笹ノ崎、柳ノ谷、ドヲベタ及び中山谷を除く。)、西郷区立 下ヤカエ上園、下ヤカエ、下ヤカエ向園、下ヤカエトノ下、笹ノ本、大椎、穴の 小川内、日陰谷、槇ノ鶴、椎久保、槇谷、アマリ、上南郷、藪の越、草木、荒平、 構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、 ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、樫木田、 所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、 ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、 ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂) 東臼杵郡美郷町のうち南郷区水清谷の一部(洗場、南川、 (中原、中原前、 奧梠、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納化、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長 丸シゲ谷、槇ノ谷、曽谷原、小田、下鶴、巌島、元越、小曽木、小川ノ吐、 ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、ア 羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、宗四郎、垂門、、山の越、古田、日の隂及びすだの尾)、北郷区宇納間の一部 詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、 小園、板木及び赤二田)、北郷区入下及び北郷区黒木の一 小川田、小川田ノ平、 宮ノ上、戸崎、 折立、赤木、 善治瀧、下 赤木谷、菅 、岩下、ヒ木、囲ヒ及 コノノタ 木の

福島県告示第四百四十四号

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十二年六月二十五日

	福島県知事
	4.
	佐
_	藤
	雄
	平

ヨーネ	病	
ネ 病	名	
牛	畜	
	種	
患畜	患畜及び疑似	
三頭	発見頭数	
伊達郡	発見の場所	
六月一七日平成二二年	発見年月日	
殺処分	摘要	

畜 産 課

福島県告示第四百四十五号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 伊達市の

平成二十二年六月二十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

調査を行った者の名称

伊達市

成果の名称

伊達市霊山町石田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四十六号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 伊達市の

平成二十二年六月二十五日

調査を行った者の名称

福島県知事 佐 藤

雄

平

(農村計画課)

福島県告示第四百四十七号

成果の名称

伊達市

伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市

畜 産 課

児湯郡西米良村大字横野字内之畑

次のとおりとする。

福

2

地域内における地籍調査の成果について、 成果の名称 調査を行った者の名称 喜多方市 平成二十二年六月二十五日 喜多方市山都町木幡の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿 次のとおり認証した。

福島県告示第四百四十八号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町宮床字寺沢山一六五五から一六五七まで、字別当沢山一六二八

三 指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

1 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対

(治山対策課)

福島県告示第四百四十九号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり保

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十二年六月二十五日

保安林予定森林の所在場所

六○四の二、丙一六○五から丙一六○八まで、丙一六一○、丙一六一一の一二の八まで、丙一六一二の一一、丙一六一二の一二、字二十苅丙一六○四の一、 一の八まで、丙一六一二の一一、丙一六一二の一二、字二十苅丙一六〇四の一、丙一河沼郡会津坂下町大字束松字牧ノ平丙一六一二の一、丙一六一二の六から丙一六一

> 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

福島県知事

佐

藤

雄

平

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、会津坂下町森林整備計画で定める 主伐は、択伐による。

標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(農村計画課)

策課及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対 次のとおりとする。

(治山対策課)

公告第二百五十四号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

福島県知事

佐 藤

雄 平

平成二十二年六月二十五日

申請のあった年月日 平成二十二年六月八日

名称

特定非営利活動法人シャンオーレ郡山スポーツフォーラム

三 代表者の氏名

兀 福島県郡山市神明町十三番十七号 主たる事務所の所在地

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

域に根ざした総合型地域スポーツクラブを作り、スポーツを通して健全な青少年の育この法人は、サッカークラブチームのシャンオーレ郡山FCを母体に、郡山市の地 成を図り、スポーツを振興する街づくりを提案し推進していくことを目的とする。

公告第二百五十五号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 福

名称

県

平成二十二年六月二十五日

名称 平成二十二年六月十一日申請のあった年月日

特定非営利活動法人南茶和

三 代表者の氏名 信男

主たる事務所の所在地

兀 福島県福島市松川町水原字南沢十六番地

<u>Ŧi.</u> い、障害者に農業を通して自立を支援する事と地域の環境保全を考え休耕農業地を開 この法人は、身体、知的、精神障害者に対し、福祉事業サービスに関する事業を行 定款に記載された目的

し、農業の促進を図ることを目的とする。

(文化振興課

公告第二百五十六号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

申請のあった年月日

平成二十二年六月十七日

三

特定非営利活動法人南相馬アスリートサポートセンター

代表者の氏名

嘉也

兀 主たる事務所の所在地

Ŧi. 定款に記載された目的 福島県南相馬市原町区大町三丁目百三十

する。 健全育成、 を行い、世代を超えて相互の親睦と健康づくりを図るとともに地域の活性化と子供の 図る事業、まちづくり推進や子供の健全育成事業、スポーツ施設の整備に関する事業 この法人は、地域の住民に対して、社会や行政と協同しながら、スポーツの振興を 楽しくスポーツできる場や環境の整備を図ることに寄与することを目的と

(文化振興課

公告第二百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

平 平成二十二年六月二十五日

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、

次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄 平 福島県知事

佐

藤

雄

平成二十二年六月十一日 申請のあった年月日

名称

特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター

代表者の氏名

三

國井 輝夫

主たる事務所の所在地

Ŧi. 四 定款に記載された目的 福島県福島市五老内町六番四号

相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究並びに成年後見、相続等の利用に係 る相談及び支援を通した成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害 者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、 この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と 受任活動及び

公告第二百五十八号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十二年六月二十五日

申請のあった年月日

名称 平成二十二年六月十一日

特定非営利活動法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会

三 代表者の氏名

達弘

兀 主たる事務所の所在地

福島県二本松市太田字下田二番地三

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

ことを目的とする。 と生きがいをもって住民福祉と健康増進をはかり、 全し、地域資源循環のふるさとづくりを推進し、顔と心の見える交流を通して、誇り この法人は、阿武隈山系東和地域の自然豊かな里山の恵み、歴史と文化、景観を保 住民主体の地域活性化に寄与する

(文化振興課

合津 合津 合津 阿部

同同同同同

力雄

安政

公告第二百五十九号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十二年六月二十五日 次の

福島県知事 佐 藤 雄 平

監事

平 松山 崎 合津 合津 合津

> 健寿 淳平

市 市 市

二和町合戸字浮矢一四三番地 二和町合戸字浮矢一二番地 三和町合戸字仁井宿八二番地 一和町合戸字浮矢三○番地

一和町渡戸字峠平六○番地

一和町下市萱字楚部穴一八番地

三和町合戸字駅三七番地

(農村計画課)

同同同同同同同同

同同同同同

七三郎

市

一和町上市萱字諏訪四六番地

退任した役員 一地改良区の名称 三和土地改良区

いわき市三和町下三坂字家ノ前八三番地住所

安昭

一夫

同同同同同 市三和町上永井字大平田一六四番地 |和町渡戸字宿五〇番地 |和町中寺字宿一四番地 |和町中寺字館下六四番地 |和町下永井字横山七四番地 一和町差塩字堀添七一番地

荻野 草野

藁谷

二和町渡戸字宿四五番地の一

清勝 昭 京 助 政則

同同同同同同同同 同同同同 一和町上市萱字諏訪四六番地 |和町下市萱字根古屋一八一番地 |和町下市萱字北三||番地 |和町下市萱字片岸一七〇番地 一和町下市萱字堀ノ内二二七番地

英美

安政 赳善

博顕

七三郎

二和町合戸字浮矢三〇番地

同

下飯

坂

くり交付金 元気な地域づ 盤整備一般)

一和町合戸字仁井宿八二番地

一和町合戸字浮矢一二番地

三和町下市萱字楚部穴一八番地 |和町渡戸字峠平六〇番地 |和町合戸字浮矢一四三番地

内藤

雅亀

氏名

藁谷

安昭

清勝

昭一夫夫

就任した役員

合津 佐藤

市

三和町合戸字駅三七番地

いわき市三記 住所 同同同同同同 市市 一和町上永井字大平田一六四番地 一和町下三坂字家ノ前八三番地 一和町差塩字堀添七一番地

二和町中寺字宿一四番地 一和町下市萱字堀ノ内二二七番地

市三和町下市萱字北三二番地 一和町下市萱字根古屋一八一番地 一和町渡戸字宿四五番地の

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 公告第二百六十号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二 一第一項の規定により

た者の名称 土地改良事業を行っ 地区名 土地改良事業 の種類 施行認可年又は施行 同意の年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

工事の完了年月日

平成二十二年六月二十五日

くり交付金 元気な地域づ 平成一七年九月二一 日

(農業生産基

七日平成二二年二

月

平成一七年九月二一 日 平成二二年三月五 日

(農村計画課)

盤整備一般)

(農業生産基

公告第261号

第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。 おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

平成22年6月25日

入札に付する事項

調達をする物品等の件名及び数量 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置

福島県知事

拴

蒸

推

+

調達をする物品等の仕様等 仕様書による

納入期限 平成23年3月25日(金)

(4) 納入場所 福島県環境センター

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であるこ
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指 名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が あり、かつ、確実に納入できること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日 資格の確認を受けること。 (金) 午後 5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

福島県出納局入札用度課 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話024-521-7563

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月2日(金)午後2時 福島県出納局入

福

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月6日(金)午後1時30分 福島県出 納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月 5日 (木) 午後5時15分までに必着のこと。)
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 入札に参加を希望する者に要求される事項

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) その他 詳細は、入札説明書による
- Summary
- Chromatography and High resolution Mass Spectrometer System 1 set Nature and quantity of the products to be purchased: High-resolution Gas
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p.m., 6 August, 2010
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:15 p.m., 5 August, 2010
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563

公告第262号

定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

平成22年 6 月25日

福島県知事 À 蒸 推 +

入札に付する事項

- 調達をする物品等の件名及び数量
- Y ロータリ除雪車 I (2.2 m級)
- ロータリ除雪車II (2.6m級) 2 山
- 除雪グレーダ I (3.7 m級) <u>□</u>
- 除雪グレーダ II (3.1m級)
- 除雪ドーザI (19 t級) 除雪ドーザI (19 t級) <u>1</u> □⟩ 2 🗅
- 除雪ドーザⅢ (16 t級) 口 以
- 除雪ドーザIV (16 t級)

V # Ħ 4 Н

- 3 2 納入期限 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。 平成22年11月26日 (金)
- 福島県宮下土木事務所(福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地)

- 島県南会津建設事務所(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1) 福島県宮下土木事務所(福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地)及び福 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- 福島県県中建設事務所(福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- 福島県山口土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地) 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- 福島県県中建設事務所(福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 福島県会津若松建設事務所(福島県会津若松市追手町7番5号)

2

- 要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必
- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であるこ
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指 名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が あり、かつ、確実に納入できること
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日 資格の確認を受けること。 (金) 午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課 電話024-521-7563

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 札用度課 平成22年7月5日(月)午後2時 福島県出納局人
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- 納局人札用度課 1の(1)のアに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後1時10分 福島県出
- 納局人札用度課 1の(1)のイに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後1時30分 福島県出
- 1の(1)のウに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後1時50分 福島県出
- 納局人札用度課 1の(1)のエに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後2時10分 福島県出
- 納局人札用度課 1の(1)のオに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後2時30分 福島県出
- 納局人札用度課 1の(1)のカに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後2時50分 福島県出
- 1の(1)のキに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後3時10分 福島県出
- 納局人札用度課 1の(1)のクに掲げる物品等 平成22年8月10日(火)午後3時30分 福島県出
- 1の(1)のケに掲げる物品等 平成22年8月10日 (火) 午後3時50分 福島県出

納局入札用度課

納局人札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日(月)午

入札保証金及び契約保証金

後5時15分までに必着のこと。)

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
- 入札に参加を希望する者に要求される事項

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

- その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 契約書作成の要否
- その他 詳細は、入札説明書による

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- Rotary Snow Plow I (2.2 m class)
- Rotary Sonw Plow II (2.6 m class)
- Snow Removing Motor Grader I (3.7 m class)
- Snow Removing Motor Grader II (3.1 m class) 1
- Tractor with Snow Plow II (Wheel type 19 t class) Tractor with Snow Plow I (Wheel type 19 t class)
- Tractor with Snow Plow III (Wheel type 16 t class)
- Tractor with Snow Plow V (Wheel type 13 t class) Tractor with Snow Plow IV (Wheel type 16 t class)
- Time limit of tender (by hand)
- 1:10 p.m.,10 August 2010 1:30 p.m.,10 August 2010
- : 50 p.m.,10 August 2010
- 2:30 p.m.,10 August 2010 2 : 10 p.m.,10 August 2010
- 2:50 p.m.,10 August 2010
- 3 : 10 p.m.,10 August 2010
- 3 : 30 p.m.,10 August 2010
- 3 : 50 p.m.,10 August 2010
- Time-limit of tender (by mail) : 5:15 p.m., 9 August 2010
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563 Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi,

(人札用度課

第17号。以下 | 財務規則] という。) 第274条の3第1項の規定により公告する 定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと 平成22年6月25日

福島県知事 Ħ 藤 推 #

- 調達をする物品等の件名及び数量 凍結防止剤散布車 (3 t級)
- 調達をする物品等の仕様等 仕様書による
- 納入期限 平成22年11月26日 (金)
- 務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3) 会津若松建設事務所(福島県会津若松市追手町7番5号)及び福島県喜多方建設事 納入場所 福島県県中建設事務所(福島県郡山市麓山一丁目1番1号)、福島県
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開 要な資格の確認を受けた者であること。

- 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であるこ
- 名停止を受けていないこと。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指
- あり、かつ、確実に納入できること。 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

資格の確認を受けること。 請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日 (金) 午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

福島県出納局入札用度課 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話024-521-7563

入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月5日(月)午後2時 福島県出納局人
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月10日(火)午前11時40分 福島県出 納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月 9日(月)午後5時15分までに必着のこと。)
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

420

- 入札に参加を希望する者に要求される事項
- 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 入札の無効 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
- す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
- その街
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否
- その他 詳細は、入札説明書による
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Chemical Spreading Vehicle (3 t class)
- Time limit of tender (by hand) : 11:40 a.m., 10 August, 2010
- Time limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 9 August,
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563 Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Treasury Bureau Fukushima - shi

(入札用度課

福島県警察本部公告第49号

平成22年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。 平成22年6月25日

福島県警察本部長 松 K 光 Z

- 試験を実施する職種及び採用予定人員 犯罪鑑識技術員 (人文)
- 試験期日及び試験地

- 試験期日(第1次試験) 平成22年8月7日 (土)
- 試験地 福島県警察学校(福島市蓬萊町一丁目1番1号)
- 申込受付期間

7月30日(金)までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。) 平成22年6月28日(月)から同年7月30日(金)まで(郵便による申込みは、同年

受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号 福島県警察本部警務部警務課

電話024-522-2151 内線2626

急 挧

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

る施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。 第四項(第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二 条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、 福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条 次のとおり不在者投票のでき

平成二十二年六月二十五日

福島県選挙管理委員会 委員長 地 俊 彦

山田園養		
山二八七番地田村郡三春町大字熊耳字神園	三番六郡山市安積町笹川字関谷田園	変更前
	七郡ミ別社	変
番地一田村郡三春町字六升蒔五○園	七番地郡山市安積町笹川字西宿七ミッレ	
字六升芸	年川字西宿七年 日ムカーサ・	更
	四日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	後
日平成二一年一二月一七	平成二二年二月一日	変
	1 11	更
年一	年二	年
一月	月一	月
一 七		日

三七三

上

六

都道府県

務所一所長」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

所所校

福

正

誤

ページ

段

行

正

平成二十二年六月二十五日県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長 星

光 政

福島県人事委員会規則第十号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表中 号)の一部を次のように改正する。 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則 「政策監 部次長」を「政策監 (昭和六十二年福島県人事委員会規則第 部次長」に、 一テクノアカデ

ミー郡山 所所長長 校 校長 長 次長 (相馬北部用水改良事務所に置かれるものに限る。 副校長」 副校長 を「テクノアカデミー一校長 食産業振興監 副校長」に、 を に場整備事務 「用水改良事務 高等技術専門 「用水改良事

(総務審査課)

誤

○平成二十二 一年六月十一 日付け定例第二千百八十八号中

他の都道府県

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

1 箇月 3,390円】

発行者 印刷所 県刷 島 印